

2級FP 実技対策問題

【どりめざFP合格ネット】

～資産設計提案業務～

(ライフプランニング)

- 問題文中に指示がない限り、特約、特例については、考慮する必要はありません。

問1

ファイナンシャル・プランナーには執筆や講演などの業務があり、著作権についての理解が必要である。著作権法に基づく著作権の保護に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 公表された他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、内容的に引用部分が「主」で自ら作成する部分が「従」でなければならない。
2. 20名のファイナンシャル・プランナーが集まる勉強会において、他人の著作物をコピーして教材に使用することは私的使用目的に当たり、著作権者の許諾は必要ない。
3. 官公庁の通達を自分の著作物に引用する場合、官公庁の許諾が必要である。
4. 新聞記事をコピーし、生活者向け講演会の資料として配布する場合、当該新聞社の許諾が必要である。

問2

次の<資料>を基に可処分所得の金額を求めなさい。

<資料>

- ・給与収入：640万円
- ・給与から天引きされた支出の年間合計金額
 - 厚生年金保険料：57万円
 - 健康保険料：30万円
 - 雇用保険料：4万円
 - 所得税：16万円
 - 住民税：27万円
 - 財形貯蓄：36万円
 - 社内預金：24万円
 - 従業員持株会：8万円
 - 社内あっせん販売：12万円

問3

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）の保険給付について、FPに質問をした。労災保険の療養（補償）給付に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×をつけなさい。なお、給付の要件はすべて満たしているものとする。

（ア）療養補償給付は、「療養の給付」を原則としており、この「療養の給付」を受ける被災労働者は、その費用の1割を負担する。

（イ）療養補償給付として受ける「療養の給付」は、労災病院や労災指定医療機関および指定薬局等において行われる。

（ウ）Aさんが通勤途上の災害によるケガのために療養を必要とする場合についても、原則として、労災保険から保険給付が行われる。

問4

Aは、定年で退職し、すぐに再就職しない場合の公的医療保険について、FPのBに質問をした。下表は、Bが退職後の公的医療保険制度について説明した際に使用した表の一部である。下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、現在、Aは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、CおよびD、Eはその被扶養者である。また、Aは障害者ではない。

		国民健康保険	協会けんぽの任意継続
加入手続	窓口	住所地の市区町村役場	住所地の協会けんぽ都道府県支部
	期限	原則として退職日の翌日から14日以内	退職日の翌日（資格喪失日）から（ア）以内
加入できる期間		原則として（イ）に達するまで	原則として（ウ）
保険料（税）		扶養家族など同一世帯の全加入者分を世帯主が納付 ※一定の場合軽減措置あり	被扶養者の有無にかかわらず、被保険者の退職時の報酬等に基づく ※上限あり

<語群>

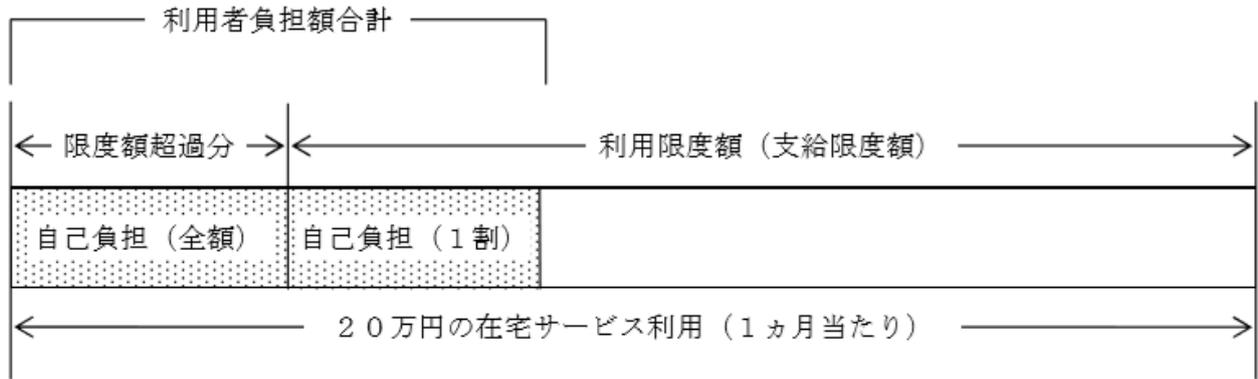
1. 14日 2. 20日 3. 30日 4. 65歳 5. 70歳 6. 75歳
7. 2年間 8. 3年間 9. 4年間

問5

Aは、在宅で公的介護保険のサービスを利用している。Aが平成29年8月の1ヵ月間において利用した公的介護保険の在宅サービスの費用が20万円である場合、下記<資料>に基づく介護（在宅）サービス利用者負担額合計として、正しいものはどれか。なお、Aは公的介護保険における要介護1の認定を受けており、サービスを受けた場合の自己負担割合は1割であるものとする。また、同月中に<資料>以外の公的介護保険の利用はないものとし、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

<資料>

[Aの介護（在宅）サービス利用時の自己負担額：平成29年8月分]



[在宅サービスの1ヵ月当たりの利用限度額と自己負担額（抜粋）]

要介護度		利用限度額 (支給限度額)	自己負担額	
			1割負担	2割負担
要支援	1	50,030円	5,003円	10,006円
	2	104,730円	10,473円	20,946円
要介護	1	166,920円	16,692円	33,384円
	3	269,310円	26,931円	53,862円
	5	360,650円	36,065円	72,130円

1. 16,692円
2. 33,080円
3. 49,772円
4. 66,464円